

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和4年4月18日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：マックスバリュ巨勢店

所在地：佐賀県佐賀市巨勢町牛島字一本松121番1 外

(2) 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

No	名称	所在地	代表者の氏名
1	マックスバリュ九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	代表取締役 柴田 英二

(変更後)

No	名称	所在地	代表者の氏名
1	イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	代表取締役 柴田 祐司

2 届出年月日

令和4年4月15日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和4年4月18日から

令和4年8月18日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。